

第78回福島県文学賞作品募集要項

1 趣 旨 県民から作品を公募して優秀作品を顕彰し、本県文学の振興及び文化の進展を図る。

2 主 催 福島県・福島民報社

3 共 催 福島県教育委員会

4 募集作品の部門及び内容、応募書式等



(1) 小説・ドラマ部門

区分	応募書式・枚数	作品内容
一 般	・400字詰原稿用紙の場合…30枚以上100枚以内。 ・ワープロ等による印刷原稿の場合…応募様式1（1頁の文字行数は20字×30行）で、20枚以上66枚以内。 ※ドラマは30～100分程度で上演、上映できるもの。	・小説…ジャンルは不問。 ・ドラマ…舞台、映画、テレビ、ラジオの脚本（ただし、オリジナル作品に限り、既成作品の脚色は含まない）。
青少年	・400字詰原稿用紙の場合…20枚以上100枚以内。 ・ワープロ等による印刷原稿の場合…応募様式1で、13枚以上66枚以内。 ※ドラマは20～100分程度で上演、上映できるもの。	

(2) エッセー・ノンフィクション部門

区分	応募書式・枚数	作品内容
一 般	・400字詰原稿用紙の場合…20枚以上100枚以内。 ・ワープロ等による印刷原稿の場合…応募様式1で、13枚以上66枚以内。	・エッセー…随筆、体験・観察記、紀行文、感想文、論説等。 ・ノンフィクション…ルポルタージュ、評論、伝記、歴史記録等。
青少年	・400字詰原稿用紙の場合…10枚以上50枚以内。 ・ワープロ等による印刷原稿の場合…応募様式1で、6枚以上33枚以内。	

※ノンフィクション作品で、資料、図表、写真等を使用する場合は、応募枚数に含む。

(3) 詩部門

区分	作品数	作品内容・応募書式等
一 般	10篇以上20篇以内	・漢詩は除く。 ・各篇の題および応募作品全体の題を記載する。 ・ワープロ等による印刷原稿の場合…応募様式2（1頁の文字行数は40字×40行）で印字すること。
青少年	3篇以上9篇以内	

(4) 短歌部門

区分	作品数	作品内容・応募書式等
一般	30 首	- 各首分ち書きはせず、1 首ごとに 1 行分を空けて表記し、応募作品全体の題を記載する。 - 応募様式 3 又は 4 の書式を参照して応募すること。
青少年	10 首	

(5) 俳句部門

区分	作品数	作品内容・応募書式等
一般	30 句	- 各句 1 行で記載し、応募作品全体の題を記載する。 - 応募様式 4 の書式を参照して応募すること。
青少年	10 句	

5 審査委員（部門ごと 50 音順）

小説・ドラマ部門	梓 澤 要 高 橋 正 人 高 見 沢 功
エッセー・ノンフィクション部門	川 内 有 緒 川 延 安 直 夏 井 芳 徳
詩部門	新 井 高 子 長 久 保 鐘 多 和 合 亮 一
短歌部門	小 島 ゆかり 高 木 佳 子 本 田 一 弘
俳句部門	池 田 義 弘 永 瀬 十 悟 長 谷 川 櫨

6 応募規格

- (1) 「4 募集作品の部門及び内容、応募書式等」の条件を満たす自作品のみとし、発表の有無は問わないが、短歌及び俳句部門においては未発表作であることが望ましい。
- (2) 複数の部門に応募できるが、1 人 1 部門につき 1 作品とする。
- (3) 本文学賞の審査結果発表以前に他の文学賞に入賞した作品及び同一年度に他の文学賞に応募中の作品、過去に本文学賞で審査を受けた作品（詩・短歌・俳句）を含めて応募することはできない。
- (4) 著作権及びプライバシー権の侵害、各種コンプライアンス違反等の防止に努めること。
- (5) 青少年とは、中等教育を行う学校に在籍する 12 歳以上で締切日現在 20 歳未満の者とする。青少年に該当する者でも、一般の規格を満たしている作品については、青少年奨励賞の他に奨励賞以上の受賞対象とする。
- (6) 応募資格は、応募時点で福島県在住者または県内の学校・事業所に在籍・勤務する者とする。ただし、東日本大震災の影響により県外に避難している者及び県外で勉学中の県出身の学生・生徒を含む。
- (7) 上記（1）から（6）までのいずれかの規格に合わない場合は、選考対象外とする。本人への通知はしない。

7 応募方法

- (1) 応募作品はA4判を原則とする。巻頭に下記の①～③を明記した表紙と巻末に①～⑩を明記した応募票を添付すること。表紙及び応募票、応募様式1～4は福島県文学賞ホームページよりダウンロードすることができる。

①応募部門	各部門とも、一般、青少年の別も明記すること。
②作品題	詩、短歌、俳句の各部門においても応募作品全体の題を記入すること。
③氏名	ペンネームの場合は本名も記入すること。いずれにもふりがなをつけること。
④生年月日	生年月日を記入すること。
及び年齢	年齢は令和7年7月31日現在の年齢を記入すること。
⑤住所	郵便番号も記入すること。また、アパートやマンション等にお住まいの場合は部屋番号まで記入すること。
※東日本大震災の影響により県外に避難している者及び県外で勉学中の県出身の学生・生徒は、現住所と県内の住所のどちらも記載すること。	
⑥電話番号	市外局番から記入すること。
⑦職業	勤務先、在籍校名及び学年
⑧受賞歴等	福島県文学賞受賞歴があれば、受賞年度及び部門、賞の種類を記入すること。他部門にも応募している場合は、その旨記入すること。
⑨所属等	創作活動の場に行っている所属団体等がある場合は、その名称を記載すること。
⑩その他	引用及び参考資料がある場合は、その出典名を記入すること。HP・新聞・雑誌・同人誌等に発表、又は応募したことがある作品の場合は、発表の媒体名・年月日等を必ず付すこと。

- (2) 小説・ドラマ部門及びエッセー・ノンフィクション部門の応募作品は、ページ数を付すこと。詩部門は各篇に、短歌・俳句部門は各首・各句に通し番号を付すこと。
- (3) 応募作品は縦書きを原則とする。ただし、ノンフィクション作品で必要性がある場合に限り、横書き書式で応募することができる。
- (4) 点字作品は、漢字・かな文字に書き直して応募すること。
- (5) 応募作品は、原則として表紙、作品、応募票の順に右綴じとすること。
- (6) 郵送またはメールで応募することができる。郵送の場合は、5部郵送すること。メールの場合は、作品、表紙及び応募票のPDFデータを送信すること。その際、メールの件名は「〇〇部門・氏名（ふりがな）」とすること。
- (7) 提出された応募作品の差し替えや変更等には応じない。

※ 応募様式以外の書式での応募は、一定の換算率（非公表）により枚数換算する。

8 送付先・問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県文化振興課内「県文学賞」係 Tel (024) 521-7154 E-mail : f-bungaku@pref.fukushima.lg.jp

※問合せの内容は、福島県文学賞ホームページに掲載することがある。

9 賞の種類

部門ごとに「文学賞」、「準賞」、「奨励賞」、「青少年奨励賞」とする。

- (1) 既に「文学賞」を受けた者は、同一部門において賞の対象としない。
- (2) 既に「準賞」又は「奨励賞」を受けた者は、同一部門において同一の賞の対象としない。上位の賞は賞の対象とする。
- (3) 「青少年奨励賞」は青少年の部を対象とする。既に受けた者は同一部門において賞の対象としない。
- (4) 既に「小説・ノンフィクション部門」、「小説部門」等で受賞した者は、受賞作の創作、非創作の別に応じてそれぞれ「小説・ドラマ部門」又は「エッセー・ノンフィクション部門」で受賞したものと見なす。

10 受付期間 令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）

（郵送等の応募は当日消印有効、メールでの応募は必着とする。）

11 発表 令和7年10月下旬（予定）

（受賞者は本人宛に通知するとともに、報道機関を通じ公表する。）

12 表彰式 令和7年11月3日（月・祝） 杉妻会館（予定）



13 応募作品の取り扱い

- (1) 受賞した場合は、応募作品原稿を「県文学集―福島県文学賞作品集」に収録することとし、原則として、応募後の改作改編は認めない。作品の応募をもって承諾を得たものとする。
- (2) 応募原稿は返却しない。

14 個人情報の取り扱い

- (1) 応募者の個人情報は本文文学賞（普及・広報を含む）以外の目的に利用しない。
- (2) 受賞者の氏名、年齢、住所、電話番号、職業（学生及び生徒は学校名及び学年）を報道機関及び芸術文化関係団体に情報提供することがある。作品の応募をもって承諾を得たものとする。